

地籍調査事業を実施します

「諏訪市地籍調査事業基本計画」に基づき、令和8年度から地籍調査を実施します。

地籍調査とは？

地籍調査は、国土調査法に基づく調査の一つで、主に市町村が主体となり、一筆(※)ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量することで、土地の実態を正確に把握する調査です。

※土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のこと。土地は「筆」(ひつ)という単位でカウントされます。登記所では、一筆ごとに登記がなされ、土地取引等の単位となっています。

地籍調査の必要性

法務局にある「公図」や「土地登記簿」は明治初期に行われた地租改正事業の結果を基礎に作られたと言われており、本来、土地の現況と一致しているはずの公図が、実際の土地に比べ形や大きさが異なるなど正確ではない場合があります。

そのため、地籍調査により、地積に係る不備を改善し、正確な地積・地図に更新します。

令和5年に一部事業化された国道20号諏訪バイパスは、今後、用地測量が控えており、諏訪バイパスの早期完成に向けた円滑な用地買収や補償交渉が望まれます。これらに先立って地籍調査を行うことにより、工事着手までの期間の短縮を目指します。

地籍調査の進め方

諏訪バイパス事業化区間(諏訪市上諏訪～下諏訪町境)沿線及び隣接地を含む約0.3平方キロメートルを4地区に分割し、対象地区ごとに3～4年程度かけて実施していきます。

地籍調査の流れ

①地元説明会の実施

地籍調査を行う地域住民の方々に公民館等に集まっていただき、地籍調査の内容やその必要性、調査の日程、作業実施者等について、説明会を実施します。

②土地の境界確認

境界をはさんだ土地所有者の方々に、双方の合意の上で土地の境界を確認してもらいます。土地所有者など関係者の方々に現地に来ていただき、登記所にある公図等を基に作成した資料を参考に、自分の土地の範囲を確認してもらいます。

また、土地の所有者、地番、地目(土地利用の現況)等も合わせて調査します。



③境界の測量

各筆の土地の境界測量を行います。また、その結果を基に正確な地図(地籍図)を作成し、面積を求めます。

④地籍簿の作成

一筆地調査と地籍測量の結果をまとめ、地籍簿を作成します。

⑤地籍調査結果の閲覧

地籍調査により作成された地籍図と地籍簿は、住民の方々に閲覧していただき、確認を行います。万が一、調査の結果に誤り等があった場合には、申し出ることができ、必要に応じて修正を行います。ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

⑥法務局への送付

地籍調査の成果(地籍図と地籍簿)は、その写しが法務局に送付され、地籍図を備え付けの正式な地図とします。

「地籍調査Webサイト」(国土交通省) (<https://www.chiseki.go.jp/about/flow/index.html>)を加工して作成

